

鳥取大学 水泳部 規約

第一章 総則

- ・設立は平成14年4月1日とする。
- ・水泳部は水泳の練習を通じて部員相互の親睦をはかり併せて健康の増進・競技力の向上を目的とする。
- ・水泳部には鳥取大学の学生及び大学院生で、水泳をこよなく愛した練習に参加できるものであれば誰でも入部できる。

第二章 練習

- ・部員は練習に出来る限り参加する義務を負う。
- ・練習は必ず三人以上で行う。ただし陸上での練習はこの限りではない。
- ・練習は水泳の経験者が率先して行うことを原則とするが、主に部長が指導するものとする。
- ・部員は練習方法について、いつでも部長あるいはその代理に助言することができる。
- ・練習の際、他の部・サークルには絶対に迷惑をかけてはならない。
- ・部の備品・用具の保管については、部長がその任を任せた部員がそのすべての責任を持つ。また、備品・用具の破損、汚損、紛失についてはその部員に弁償を課す。ただし練習中はその任をはなれる。

第三章 役員

- ・水泳部は役員として、部長、副部長、総務課長、会計課長、企画課長兼体育会係をおく。
- ・部長は部を代表し、次に定める任務を行う。
 - ① 部員の統括と部の事実上の運営
 - ② 練習の指導
 - ③ 必要役員の任命
 - ④ 部会、その他集会の開催
 - ⑤ 会計を通じて会費の徴収
 - ⑥ その他庶務
- ・部長は全部員の単なる代表であることを十分認識した上でその権力を行使する。
- ・副部長は部長に任命されて、部長を補佐し役員を統括する。
- ・総務課長は部長に任命されて、事務を担当する。
- ・会計課長は部長に任命されて、部費管理を担当する。
- ・企画課長兼体育会係は部長に任命されて、部の行事運営及び体育会参加を担当する。
- ・部長、副部長、総務課長、会計課長、企画課長兼体育会係の任期は1ヵ年とする。ただし、全部員の要請があればこの限りではない。

第四章 会計

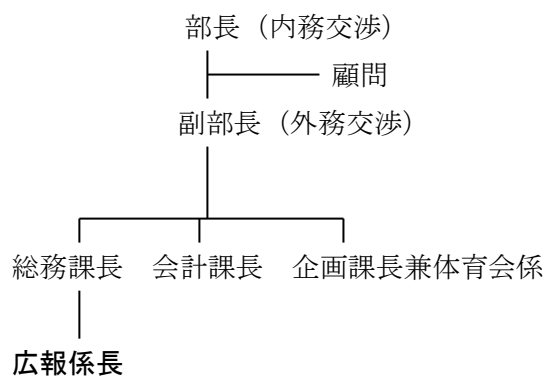
- ・水泳部の経費は部費およびその他の収入をもってこれを当てる。

- ・部員は、部費を求められた場合は必ず納入する義務を負う。
なお、部費の徴収については会計がその必要があると判断し、部長が認めた場合に限る。
- ・経理状況について部員から要請があれば会計はこれを公開しなければならない。

第五章 補則

- ・この規約の改正は、全部員の過半数がある必要があると判断した場合に限る。
- ・部員は部長、その他役員を盛り立て、水泳部員であることを常に意識し、部の繁栄に努力を惜しんでは
ならない。

組織図



平成 18 年 4 月 1 日 改定
増田 康充